

八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条・第2条 略 (基本理念) 第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 第4条～第9条 略 (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 略 第12条・第13条 略 (虐待等の<u>防止</u>) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条・第16条 略 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 略 (1)～(5) 略 (6) 乳児、幼児の<u>区分ごとの</u>利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び利用</u>に当たっての留意事項 (8)～(11) 略 第18条 略 (秘密保持等) 第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 略	第1条・第2条 略 (基本理念) 第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員<u>(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)</u>が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 第4条～第9条 略 (乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件) 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等) 第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 略 第12条・第13条 略 (虐待等の<u>禁止</u>) 第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条・第16条 略 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 略 (1)～(5) 略 (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>その他の利用</u>に当たっての留意事項 (8)～(11) 略 第18条 略 (秘密保持等) 第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 略

第20条 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第22条～第26条 略

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第20条 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第22条～第26条 略

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。